

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】2
- 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】4
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】5

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【港湾空港局港営部港営課】6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】9

北九州市告示第454号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月16日

北九州市長 北橋健治

3 係留施設の岸壁の表の洞海の響灘南1号岸壁の項中

「

185.46
(取付)20.00

」を「

185.46

」に改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の洞海の項中

「

戸畑1・2号岸壁荷さばき地	戸畑区川代一丁目	3,072.02	1級
---------------	----------	----------	----

」を
「

戸畑1・2号岸壁1号荷さばき地	戸畑区川代一丁目	3,072.02	1級
戸畑1・2号岸壁2号荷さばき地	戸畑区川代一丁目	2,463.86	2級

」に

改め、上屋の表の洞海の項中

「

戸畑4号上屋	戸畑区川代一丁目	鉄筋造平屋建	2,088.00	2級
戸畑5号上屋	戸畑区川代一丁目	鉄筋造平屋建	1,699.20	2級

」を
「

戸畑5号上屋	戸畑区川代一丁目	鉄筋造平屋建	1,699.20	2級
--------	----------	--------	----------	----

」に

改める。

12 港湾厚生施設の港湾労働者休憩所の表の門司の項中

「

太刀浦4号上屋港湾労働者休憩所	門司区太刀浦海岸	鉄筋コンクリート2階建うち1階部分	107.13
田野浦第2港湾労働者休憩所	門司区田野浦海岸	鉄骨木造スレートぶき2階建	173.26

」を

太刀浦4号上屋港湾労働者休憩所	門司区太刀浦海岸	鉄筋コンクリート2階建うち1階部分	107.13	に
-----------------	----------	-------------------	--------	---

改める。

北九州市告示第 4 5 5 号

港湾施設の等級の指定（平成 9 年北九州市告示第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

表の荷さばき地の一般埠頭の 1 級地の項中「戸畑 1 ・ 2 号岸壁荷さばき地」を「戸畑 1 ・ 2 号岸壁 1 号荷さばき地」に改める。

北九州市告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
652	恒見朽網線	前	門司区大字恒見1307番7から 門司区大字恒見1313番12まで	29.8 ～ 64.6	121.0
		後	門司区大字恒見1307番7から 門司区大字恒見1313番12まで	29.8 ～ 52.5	121.0

北九州市公告第840号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市太刀浦第1コンテナターミナル電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区太刀浦海岸

北九州市太刀浦第1コンテナターミナル

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093

－ 5 8 2 － 2 5 4 5) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 5 年 1 月 1 0 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 4 年 1 2 月 2 9 日から令和 5 年 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号
北九州市港湾空港局港営部港営課

イ 日時 この公告の日から令和 5 年 1 月 3 1 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 実施しない。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和 5 年 1 月 1 0 日午後 5 時までに競争参加の申出書を北九州市港湾空港局港営部港営課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 5 年 1 月 1 0 日午後 5 時までに必着のこと。

(5) 入札方法 郵便入札

(6) 入札書の提出期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 5 年 1 月 3 1 日午後 5 時までに必着のこと。

(7) 開札日時 令和 5 年 2 月 1 日午後 2 時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市港湾空港局港営部港営課

〒801-8555 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

電話 093-321-5951

6 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to Tachinoura No.1 Container Terminal of Kitakyushu City
- (2) Deadline of Tender (by mail)
5:00p. m., January 31, 2023
- (3) For further information, Please contact:
Port Management & Operation Division, Port Management & Operation Department Seaport and Airport Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 8 4 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コストコホールセール北九州倉庫店
北九州市八幡西区本城学研台一丁目 2 番 1 0 5 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
コストコホールセールジャパン株式会社
千葉県木更津市瓜倉 3 6 1 番地（金田西 2 街区 2 画地）
代表取締役 ケン・テリオ
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
コストコホールセールジャパン株式会社
川崎市川崎区池上新町三丁目 1 番 4 号
代表取締役 ケン・テリオ
 - イ 変更後
コストコホールセールジャパン株式会社
千葉県木更津市瓜倉 3 6 1 番地（金田西 2 街区 2 画地）
代表取締役 ケン・テリオ
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
コストコホールセールジャパン株式会社
川崎市川崎区池上新町三丁目 1 番 4 号
代表取締役 ケン・テリオ
 - イ 変更後

コストコホールセールジャパン株式会社
千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地）
代表取締役 ケン・テリオ

4 変更の年月日

令和4年8月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年12月7日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年4月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年4月17日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見